

山口県の 中小企業

2005 Nov

11
Vol.571

組合活性化情報

毎月1日発行

平成17年11月1日

■施策

季節資金(年末資金)のご案内 山口県経営金融課

平成17年度下請取引適正化推進月間

発注書 言った言わない なくすモト
中国経済産業局

平成17年度連携組織強化月間

進めよう!個性と魅力の中小企業連携

■組合等ニュース

観光業界の経営革新をITで!

アイティコーディネータやまぐち協同組合

商店街活性化の直営駐車場オープン

宇部中央銀天街協同組合

■会員紹介…山口県理容生活衛生同業組合

■全国先進組合事例

■シリーズ…中小企業組合検定試験(16年度問題と解答)

■景況動向



季節資金（年末資金）のご案内

山口県経営金融課

1 目的

年末の資金需要期に際し、県内小規模企業者等の必要とする資金の融通を円滑にして経営の安定を図る。

2 融資対象

次のいずれかに該当する小規模企業者及び組合

なお、小規模企業者を除く中小企業者にあつても、山口県信用保証協会の保証を付し、当該資金の融資を受けることができる。

(1) 年末の増加仕入資金を必要とするもの

(2) 年末の諸決済資金（支払手形、買掛金又は未払金の決済資金）を必要とするもの

(3) 年末ボーナス支給資金を必要とするもの

3 融資枠

150億円

4 融資条件

(1) 資金使途…運転資金

(2) 融資限度額…

ア 会社及び個人 800万円

なお、融資対象者が不況業種に属する事業を営んでいる場合、又は輸出関連中小企業者である場合は、1,000万円

イ 組合 4,800万円

なお、転貸の場合は、4,800万円又は800万円に組合員数を乗じて得た額のいずれか低い額

(3) 融資利率…年1・6%

（保証無の場合は年1・9%）

(4) 保証料率…年0・93%

（県信用保証協会の保証により融資を受ける場合。なお、国のセーフティネット保証等に該当する場合は年0・65%）

(5) 償還期間…5か月以内

(6) 償還方法…原則として一括償還

(7) 保証人及び担保…取扱金融機関、山口県信用保証協会所定の方法

5 取扱金融機関

銀行

山口銀行、広島銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、伊予銀行、十八銀行、親和銀行、西京銀行、もみじ銀行

信用金庫

岩国信用金庫、東山口信用金庫、防府信用金庫、山口信用金庫、吉南信用金庫、宇部信用金庫、下関信用金庫、萩信用金庫、津和野信用金庫

信用組合

山口県信用組合、朝銀西信用組合、信用組合広島商銀

商工組合中央金庫

下関支店、徳山支店

6 申込先

取扱金融機関

山口県信用保証協会

☎083-921-3090

7 融資取扱期間

10月11日（火）から

12月30日（金）まで

平成17年度下請取引適正化推進月間
発注書 言った言わない なくすモト
中国経済産業局

公正取引委員会及び中小企業庁では、適正な下請取引の推進を図るため、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、様々な行事を実施しております。

下請取引適正化推進月間においては、これらの法律の趣旨、内容等の周知徹底を図るため、左記のとおり下請取引適正化推進のための講習会を開催します。

〈広島県会場〉

日時 平成17年11月8日（火）

13:30～16:30

場所 広島県立産業技術交流センター

〈鳥取県会場〉

日時 平成17年11月15日（火）

13:30～16:30

場所 鳥取県立県民文化会館

〈島根県会場〉

日時 平成17年11月10日（木）

13:30～16:30

場所 島根県立産業交流会館

■申込先・お問い合わせ先

公正取引委員会

事務総局中国支所取引課

☎082-2228-11501

中国経済産業局産業部中小企業課

☎082-2224-5661

大規模小売業告示の概要～規制の対象となる大規模小売業者の取引～

■大規模小売業者

一般消費者により日常使用される商品の小売業者で、次の①又は②のいずれかに該当するもの。

①前事業年度の売上が100億円以上の者

②次のいずれかの店舗を有する者

- ・東京都特別区及び政令指定都市においては店舗面積が3,000㎡以上
- ・その他の市町村においては店舗面積が1,500㎡以上

※コンビニエンスストア本部等のフランチャイズチェーンの形態をとる事業者を含む。

商品の
納入

■納入業者

大規模小売業者が販売（委託販売を含む。）する商品を納入する事業者。

※その取引上の地位が当該大規模小売業者に対して劣っていないものと認められるものは除く。

「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」（大規模小売業告示）について

公正取引委員会事務総局中国支所

公正取引委員会は、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」（大規模小売業告示）を指定し、これに伴い、同告示の運用基準を策定しました。

【禁止される大規模小売業者の行為（全10項）】

- ① 不当な返品（第1項）
- ② 不当な値引き（第2項）
- ③ 不当な委託販売取引（第3項）
- ④ 特売商品等の買いたたき（第4項）
- ⑤ 特別注文品の受領拒否（第5項）
- ⑥ 押し付け販売等（第6項）
- ⑦ 納入業者の従業員等の不当使用等（第7項）
- ⑧ 不当な経済上の利益の收受等（第8項）
- ⑨ 要求拒否の場合の不利益な取扱い（第9項）
- ⑩ 公正取引委員会への報告に対する不利益な取扱い（第10項）

■お問い合わせ

公正取引委員会

事務総局中国支所総務課

☎ 082-228-1501



<http://www.jftc.go.jp>

平成17年度山口県労働セミナー
労働・経済講演会のご案内

日本経済の新展開

— 少子高齢化社会を迎えて —

山口県商工労働部労政課

1. 日時及び会場

平成17年11月17日（木）
13:00～15:00

山口市「山口県セミナーパーク」

2. 講師

慶応義塾大学総合政策学部

教授 草野 厚

3. 講師プロフィール

1947年生まれ。71年慶応義塾大学法学部法律学科卒、82年東京大学大学院社会学研究科国際関係論博士課程修了。91年から慶応義塾大学総合政策学部教授。

4. 対象

県内の労使関係者及び一般県民の方
約300人

5. 受講料 無料

■申込み・問い合わせ

山口県商工労働部労政課労働教育班
☎ 083-933-3220



山口県理容生活衛生同業組合
<http://y-riyo.net/>

確かな技術で癒しの時間を提供

理容業界を取り巻く環境の変化

理容店は、昔から「床屋」、「散髪屋」として、人々に衛生的で快適なサービスを提供してきた。風俗習慣の変化から、髪型に対する顧客のニーズが多様化する中で、美容院指向も進み、利用回数の低下、低料金・短時間が売り物のチェーン店の増加による競争の激化など、理容業界を取り巻く環境は大きく変化してきており、組合としては、これらの変化に対応する為の様々な取り組みを指導・推進している。

法律を知らない関係から、理容と美容の区別が曖昧になった傾向が見られ、長い歴史の中で築き上げてきた理容業の基本となる業権についても、規制改革の波が押し寄せようとしている。

業界発展のための取り組み

組合では、「営業支援」、「生活安定」、「社会貢献」の3本柱を軸に、組合員の営業支援の対策を重点目標として全国組織で立ち上げた、「理容総合研究所」からの営業支援活動の提言をもとに、幅広い分野の「営業支援セミナー」や組合員の意識改革の為の研修会を開催し、組合員に「やる気」を喚起する活動も進めている。特にこれからはローラー作戦として、組合員店での臨店講習により技術・接客・顧客のニーズに応えられる店づくりを積極的に推進して活性化を図ることとしている。

また、理容業のSマーク「安全」、「衛生」、「親切」を掲げ、お客様に安心して利用いただけるよう取



武居理事長

り組んでいる。

そのほか、ニューヘア発表会、全国理容競技大会の山口県大会予選、新技術の講習会の開催、また、「生活安定」事業では5つの共済事業の推進、さらに、「社会貢献」事業では「こどもとお年寄りに優しい店づくり」、「訪問理容サービス」等の事業に取り組んでいる。

これからの取り組みについて

来年度より組合の機構改革として、ブロック制を取り入れ、現在の27支部を5ブロックに編成し、理事定数の削減と効率化を図り、組合運営体制と、財政の健全化を

図ることとしている。

武居理事長は、「理容業は消費者へのヘアファッションをサポートすることは当然の事ながら、今後とも癒しの時間を提供できるように技術の研鑽と、顧客のニーズに応えられる体質造りに取り組んでいきたい」と述べた。



ニューヘア発表会



「床屋発祥の地」の記念碑

組合概要

組合名 山口県理容生活衛生同業組合
 理事長 武居 恒夫
 住所 山口市小郡下郷2314-1
 083-973-0051
 出資金 7,212千円
 組合員数 1,182名

上之保国産材加工協同組合

資源循環型社会を目指して

産学官共同開発で成功

組合員が処理に苦慮していた木くず等廃棄物から、自然に優しい木質ボード化の研究開発↓特許↓実証プラント開発↓製品化↓販路拡大へと前進中。

背景と目的

組合員である製材業者等は事業活動により排出される木くず等の廃棄物の処理問題に苦慮していた。また、組合員の仕事は激減し、組合で実施していた木材の共同加工事業（製材）も衰退していった。こうしたなか、組合の専務理事が、岐阜大学農学部教授のもとを飛び込みで訪れ、それが契機で共同研究開発が始まった。

連携と新事業展開の内容

組合と岐阜大学農学部との共同研究を進める中で、木くず等に熱や圧力、水蒸気等の様々な熱処理を加えているうちに、偶然に木質ボード化に成功した。その原理の研究を更に推し進め、接着剤等の化学物質を一切添加しないで木質ボード化する技術が解明できた。同技術の特許を平成10年に取得している。株式会社小松製作所と産産連携を

始め、新技術による実証プラントの開発が進められ、木質リサイクルボードの製品化に成功した。また、それを広く販売するための新たな産産連携として、イビデングリーンテック株式会社、大成ロテック株式会社等と販売代理店契約を締結し流通ルートを確認することができた。

成果

製品化された木質リサイクルボードは、2005年3月から愛知県で開催される日本国際博覧会会場の遊歩道舗装材として採用された。また、この新技術では、木質ボードを製造する際に様々な性質のものを混入でき、また様々な形に成形できるため、今後多用途開発への可能性がある。

組合概要

| | |
|------|------------------------------|
| 組合名 | 上之保国産材加工協同組合 |
| 設立 | 昭和62年7月 |
| 住所 | 武儀郡上之保村26688 057514712280 |
| 出資金 | 500万円 |
| 組合員数 | 22名 |

協同組合ラテスト

国の研究機関と連携

新製品を多数開発

3つの木材・樹木関連技術研究組合に参加。基礎技術を学び、応用でも研究組合所属の大学教授等の指導を受け、木材分野の製品開発に取り組み、既に多数のユニーク製品作りに成功した。

背景と目的

製品開発には、組合員のみでは技術が不足しており、ノウハウを得るため外部との交流・連携を志向していた。そのような中、県工業技術センターから科学技術振興機構内の技術研究組合の存在を教えられ、機能性木質新素材技術研究組合、樹木生理機能性物質技術研究組合、住環境向上樹木成分利用技術研究組合に加入した。

連携と新事業展開の内容

技術研究組合で基礎技術を学び、これをラテストが開発したと思うている分野に応用して製品を開発し市場化している。基礎技術の習得と、応用技術開発の両面で北見工大教授等、技術研究組合委員らのエキスパートから指導を受けている。一方

技術研究組合側は、応用面におけるラテストのもつ技術・ノウハウ、開発製品の内容と市場の評価情報などを得ている。

成果

いまままでに開発された製品は70品群と多数に上っている。①樹木生理機能の活用として、間伐材等から抽出した成分によるアロマテラピー、消臭、抗菌、防ダニ、オイル汚れ洗浄に役立つ製品等。②機能性木質新素材として、ウッドセラミックを開発、現在電磁波の遮蔽材開発に取り組んでいる。③住環境等の改善として調湿性をもつ資材の開発などである。

組合概要

| | |
|------|---------------------------|
| 組合名 | 協同組合ラテスト |
| 設立 | 平成3年5月 |
| 住所 | 和歌山市小倉 411133 木工団地内 |
| 出資金 | 45万円 |
| 組合員数 | 5名 |

山口県中小企業団体中央会 個人情報保護方針

制定 平成17年10月1日

山口県中小企業団体中央会（以下「本会」という。）は、本会の事業活動を通じて得た個人情報の保護に努めることを社会的責務と認識し、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の取得について

本会は、適法かつ公正な手段によって、個人情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、FAX、メールアドレス、所属組合、役職、その他の記述により当該本人を識別できるもの）を取得いたします。

2. 個人情報の利用について

本会は、本会の事業活動やサービス提供の過程で収集した個人情報を本会事業活動及びサービス提供とこれに付随する業務を行う目的の範囲内で利用いたします。

上記以外の目的で利用する必要がある場合には、あらかじめ本人の承諾を得ることを前提といたします。

また、収集した個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、委託先について厳正な調査を行ったうえ、個人情報の漏えい等の事故が発生しないよう適正な監督を行います。

3. 個人情報の第三者提供について

本会は、下記の場合を除き、個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供いたしません。

- (1) 法令に定める場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要

要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。
(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受け法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

4. 個人情報の管理について

(1) 本会は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理いたします。

(2) 本会は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。

(3) 本会は、個人情報を持ち出し、外部へ送信する等によりこれを漏えいさせません。

5. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去等について

本会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合には、誠実に対応いたします。

す。

6. 組織・体制

(1) 本会は、個人情報保護管理責任者を置くとともに、個人情報を取り扱う部門ごとに部門責任者を置き個人情報の適正な管理を実施いたします。

(2) 本会は、役員員に対し個人情報の保護及び適正な管理方法についての研修を実施し、日常業務及び退職後における個人情報の適正な取扱いを徹底いたします。

7. 個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定・実施・維持・改善

本会は、この方針を実行するため、個人情報保護コンプライアンス・プログラム（本方針・個人情報保護規程その他の規程を含む。）を策定し、これを本会役員その他の関係者に周知徹底させて実施し、維持し、継続的に改善いたします。

山口県中小企業団体中央会

会長 藤 井 寛

個人情報の利用に当たって

山口県中小企業団体中央会

本会は、会員等の個人情報を保護することを社会的責務であると考え、個人情報の取り扱いについて、個人情報保護方針及び個人情報保護規程により、周知徹底を図っております。

個人情報とは個人を識別できる情報をさします。また、個人を識別できる情報とは、個人宛のメールアドレス、氏名、年齢、性別、電話番号、住所などの情報で、これらの情報の一つ又は複数の情報の組合せにより、個人を特定することのできる情報のことをいいます。

1. 個人情報の収集、利用目的

会員等からご提示頂きました個人情報は、本会の以下の事業に関する委員会開催等の案内、謝金等の振込み、事業を遂行するに必要な業務以外には、使用致しません。

本会の保有個人データの利用目的は、以下のとおりです。

- 本会会員の管理（会員組合等の役員職員情報）
- 各種委員会、懇談会、協議会、研究会、研修会（パソコン研修を含む）等の管理及び実施運営
- 各種委員会、懇談会、協議会、研究会、研修会（パソコン研修を含む）等の参加者・講師等の管理及び実施運営
- 各種補助事業等の実施及び管理運営

2. 個人情報の管理

本会では、会員各位の個人情報は、適切、かつ、慎重に管理しております。

関連する事業の周知や照会等、本会から会員各位の個人情報（住所、氏名、電話、Fax番号、メールアドレス等）を頂く場合、又は、本会より送信をする場合には、個人情報に関することは必要最低限にさせて頂いております。

3. 個人情報の第三者への提供について

所属組織（会員組合及び組合員企業等）の名称、役職名、個人名、所在地等の個人情報及び必要な項目について、以下の内容を文書、電子メール手段により第三者に提供することがあります。

- 会員名簿を本会会員に頒布
- 本会役員名簿を本会会員に頒布
- 各種委員会、協議会、研究会、研修会等名簿として参加者及び関係者等に配布
- 補助事業等においては報告書として関係行政庁等へ提出
- 各種表彰者名簿として関係者に配布、機関誌紙に記事として掲載
- 中央会青年部、山口県中小企業組合士会、山口県中央会鉄工組合連絡協議会、山口県中央会流通関係

組合連絡協議会等名簿として会員及び関係者に配布

会員等からご提示頂きました個人情報、以下の何れかに該当する場合を除き、第三者にも開示致しません。

- ① 個人の同意がある場合
- ② 個人を識別することができない状態で開示する場合
- ③ 法令などにより要求された場合

4. ご本人からの個人情報の開示・訂正等について

「個人情報の保護に関する法律」に基づいた、個人情報の開示等申請については、以下のとおりです。詳しくは下記にお問合せ下さい。

※申請書及び本人確認書類の提出が必要ですが、（郵送又は持参して下さい。）

- 申請に当たっては、申請書と申請手数料300円（利用目的及び開示の場合のみ）を同封のうえ、現金書留で送付して下さい。（回答には、概ね2週間程度が必要です。）

■本会の個人情報の取扱い等に関するお問い合わせ窓口

山口県中小企業団体中央会
個人情報保護管理責任者

事務局長 野田 宗三
☎083-1922-2606

平成17年度 上期に10組合が設立

平成17年4月から9月までに10組合が設立されました。紙面上の都合により、今月号に5組合、12月号に5組合の新設組合をご紹介します。

また、組合の設立をお考えの方は、定款等、設立に必要な「認可申請書類」を作成される前に、まずは、中央会までご一報下さい。中央会の指導員が懇切丁寧にご相談に応じております。

山口県中小企業団体中央会

☎083-922-2606

ジェイ・アイ・シー事業協同組合



理事長
小林 克三

「建設不況」という言葉に代表されるように建築業界は低迷しております。そこで共同購入、共同受注、外国人研修生の受入等の共同事業により組合員の自主的な活動を促進し、かつ経済的地位の向上を図ることを目的に設立しました。

設立 平成17年5月27日
住所 宇部市東新川町1番33号
出資金 40万円
組合員数 4名
資格業種 建築工事業

小野田鮮魚協同組合



理事長
村川 和彦

市場（現山口県漁協小野田共同販売所）を利用していた鮮魚小売業者で協同組合を設立し、平成17年7月5日、県から市場の卸業務許可を受けて市場の運営を行ってまいります。今後取扱品目を増やし、魅力ある市場にしていきたいと思っています。

設立 平成17年7月1日
住所 山陽小野田市大字小野田1900番地の1
出資金 110万円
組合員数 14名
資格業種 鮮魚小売業

山口土建協同組合



理事長
坪坂 正史

小規模土木工事業者を取り巻く経営環境は厳しさを増しております。そこで共同受注事業による受注機会の増加、教育情報提供事業による組合員の経営・技術の向上を目指し協同組合を設立しました。

設立 平成17年7月12日
住所 宇部市開六丁目2番10号
出資金 4,000万円
組合員数 6名
資格業種 土木工事業

下関夢グループ事業協同組合



理事長
斉藤 昌昭

私たちは下関市におきまして、異業種の5社が集まりました。それは、社会の、そして時代のニーズに合った事業を共同で展開し、グループ各社がさらなる発展をとげることが設立の目的といたします。

設立 平成17年8月4日
住所 下関市小月宮の町7-3
出資金 100万円
組合員数 5名
資格業種 一般土木建築工事業

企業組合農村レストランひまわり



理事長
山下 富子

地元で育まれた農産物を家庭料理として提供するレストランを山口市名田島にオープンしました。農家の主婦7名で法人化した企業組合です。長年の夢が叶い、「名田島の魅力に満ちあふれた憩いの場にした」と張り切っています。

設立 平成17年8月5日
住所 山口市名田島343番地の2
出資金 210万円
組合員数 7人

進めよう！個性と魅力の中小企業連携



11月は連携組織強化月間

中央会は、組合をはじめとする中小企業連携組織に対して、その設立から事業運営までさまざまな支援を行っています。

中小企業組織の設立・運営についてのご相談は最寄りの中央会へお問い合わせ下さい。

☎ 全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会

<http://www.chuokai.or.jp/>

平成16年度中小企業組合検定試験

問題と解答 (3) 組合運営

本会では、毎年12月の第1日曜日に組合の役職員等の資質向上を図るため、中小企業組合検定試験を実施しております。本年度も12月4日(日)に実施いたします。試験問題の内容の周知を含め、昨年の組合運営の問題と解答を掲載します。

第1問

「組合財政基盤の強化策」について、解答用紙の解答欄に400字以内で述べなさい。

(解答例)

第1問

協同組合の財政基盤の強化は、出資と収益の両面から行う必要がある。

出資面については、新規組合員の加入による増資、加入金の徴収や既存組合員の増資引受けにより増強することができる。組合の設備・研究開発投資計画に対応して出資の増強が計画的に行われる必要があり、特に、既存組合員から増資の積立の実施が重要である。

収益面については、収益の安定的確保による剰余金の資本勘定への繰入れ、出資配当の抑制による内部留保の強化により資本を増強することができる。収益の増加のためには、収益が見込まれる経済事業の確立、非経済事業の費用をまかなう賦課金の充実が必要となる。

組合員の積極的な増資や事業への参加・利用を実現するためには、経済社会環境に即応し、組合員のニーズに基づいた事業が積極的に展開される活性的な組織活動を展開することが何よりも重要である。

第2問

次の文章は、組合の経済事業について述べたものである。文中の□の中の下記の語群の中から最も適切な語句を選び、その記号を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

- 官公需共同受注事業で受注した工事を行う方法としては、□①方式と□②方式がある。
□①方式では、組合が受注した工事の施工を担当することになった組合員が、組合の監理・監督の下に、担当した部分を責任施工することになる。
- 組合は、定款で定めている金融機関に対し、組合員の債務を保証し、委任を受けて、債権の取り立てを代行することができる。金融機関以外の者に対して負担する組合員の事業に関する債務についても□③により保証できる。
- 金銭消費貸借証書には□④と□⑤の2つがある。貸付を証拠立てるという点においては、両者に何らの差異はないが、□④を作成した場合は、裁判上の証拠力が強く、また、強制執行認諾の条項を挿入しておけば強制執行の□⑥とすることができる。

4. 質権とは、その目的物を〔⑦〕の手許に留め置き、債務が返済されない場合は、目的物を処分して優先返済を受ける担保権である。
5. 免責的債務引受は債務者に代わって〔⑧〕が債務を引き受け、旧債務は免責され、新債務者に債務を履行させる契約である。免責的債務引受は旧債務者の意思に〔⑨〕。
6. 員外利用制限の特例として、地域住民等の求めに応じて、組合が所有する体育施設等の特定の施設を利用させる場合があるが、その際の員外利用の特例割合は〔⑩〕となっている。

〔語 群〕

- | | | | |
|----------|-----------|--------------|----------|
| ア. 50% | イ. 75% | ウ. 無 制 限 | エ. 私署証書 |
| オ. 公正証書 | カ. 任意証書 | キ. 取立名義 | ク. 債務名義 |
| ケ. 共同施工 | コ. 分担施工 | サ. 総合施工 | シ. 総会の承認 |
| ス. 定款の定め | セ. 反しても有効 | ソ. 反しないことが要件 | |
| タ. 債 権 者 | チ. 債 務 者 | ツ. 保 証 人 | テ. 第 三 者 |

(解 答)

第2問

| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| コ | ケ | ス | オ | エ | ク | タ | テ | ソ | ウ |

第3問

次の文章は、組合の共同事業の運営に当たっての留意点について述べたものである。文中の〔 〕の中に下記の語群の中から最も適切な語句を選び、その記号を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

- 各共同事業ごとに精密な事業計画及び〔①〕計画を立てるようにすること。
- 共同事業の運営については〔②〕を確立するとともに、担当者の配置については〔③〕主義をとり、かつ担当者には機敏な活動ができるよう大幅な〔④〕を与えること。
- 生産、加工、販売等の共同事業の実施に当たっては、事前に十分な〔⑤〕を行い、事業の〔⑥〕を決定すること。
- 共同事業は、一部の組合員の〔⑦〕に偏することなく、全組合員が〔⑧〕に利用できるように工夫すること。
- 組合の事業運営は〔⑨〕を基準として行い、事業の〔⑩〕配当制を活用すること。

〔語 群〕

| | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| ア 合理性 | イ 役割 | ウ 適材適所 | エ 利用 |
| オ 利用分量 | カ 公平 | キ 簿価 | ク 財務 |
| ケ 効果 | コ 責任制 | サ 規模 | シ 適時的確 |
| ス 出資額 | セ 市価 | ソ 市場調査 | タ 信用調査 |
| チ 権限 | | | |

(解答)

第3問

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ |
| ク | コ | ウ | チ | ソ | サ | エ | カ | セ | オ |

第4問

次の1. から5. の各文章における下線部の記述が正しければ○印を、誤っていれば×印を、解答用紙の解答欄に記入しなさい（全部に○印のみ、又は×印のみを記入した場合は、無効解答とします。）。

1. 小企業等経営改善資金融資（通称「マル経」）制度の融資対象となる小企業者は、常時使用する従業員が10人以下（商業・サービス業では5人以下）の企業である。
2. 小規模企業者等を対象とした設備貸与制度には、リースと割賦販売の2種類の利用方法があり、各都道府県に設置されている貸与機関から企業に対して設備が供給される。
3. 民事再生法は中小企業等を主たる対象として制定された法律であるが、個人事業者には適用されない。
4. 中心市街地活性化法（正式名称は、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」）においては、中心市街地活性化の基本方針は国が作成し、この基本方針に則して都道府県が中心市街地活性化のための基本計画を作成することが定められている。
5. 下請代金支払遅延等防止法においては、親事業者は下請事業者から製品等を受領した日から起算して60日の期間内で、かつ、できる限り短い期間を下請代金の支払期日と定めなければならないと規程されている。

(解答)

第4問

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 1. | 2. | 3. | 4. | 5. |
| × | ○ | × | × | ○ |

第5問

使用者がとった次の措置について、法律上正しい事項及び労務管理上好ましい事項には○印を、誤っている事項及び好ましくない事項には×印を、解答用紙の解答欄に記入しなさい（全部に○印のみ、又は×印のみを記入した場合は、無効解答とします。）。

1. 中途採用を行ったが、前職で労働組合活動をしていたことが分かったので、試用期間中に解雇した。
2. 生理休暇中の賃金は無給とするように給与規程で定めている。
3. 年次有給休暇を請求するときは、1週間前までに申請し、日時、利用目的、連絡先と連絡方法を届けるよう規則を制定した。
4. 採用の際、労働組合には加入しないこと、労働組合活動には参加しないことを本人と約束した。
5. 毎月の賃金を現金で支給するよう要求されたが、当社では全員銀行振込で支給しているので、従業員の要求を断った。
6. 当社では、時間外手当の計算に当たって、1日につき15分未満を切り捨てている。
7. 当社では、家族手当は時間外手当の算定基礎賃金には含めていない。
8. ある正社員が過去1年間にわたり休日にコンビニエンス・ストアでアルバイトしていることが分かり、当社では就業規則で「兼業禁止」をうたっているため、その社員を解雇した。
9. 割増賃金について、法定休日の割増率は35%、時間外労働の割増率は25%としているが、法定休日に時間外労働を行っても割増率は35%と定めている。
10. 1年間勤務していた派遣労働者が「正社員として採用してもらいたい」と申し出てきたので、派遣会社とも話し合っただけで正社員として雇用することにした。

(解答)

第5問

| 1. | 2. | 3. | 4. | 5. | 6. | 7. | 8. | 9. | 10. |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| × | ○ | × | × | × | × | ○ | × | ○ | ○ |

月次景況調査結果

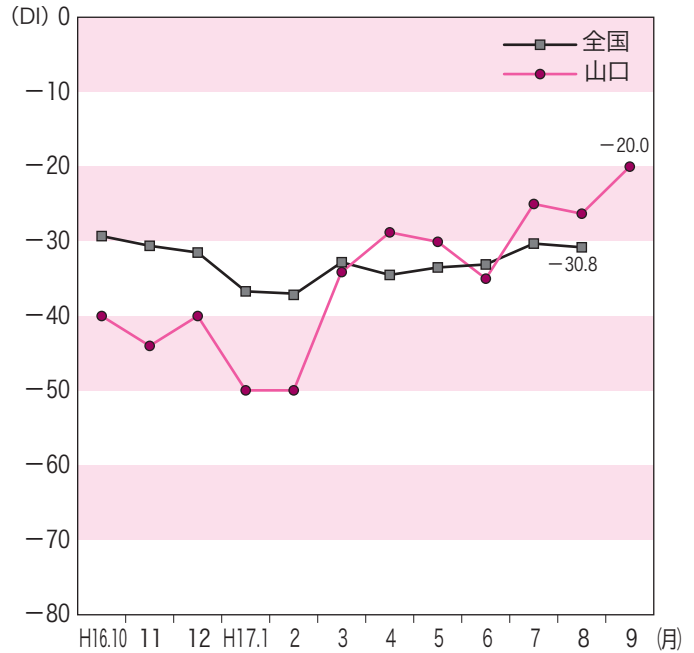
平成17年9月期

■ 業界の景況 - 業種別 - ■

| | 業 種 | 景況 (DI値) |
|---------|---------------|----------|
| 製 造 業 | 食 料 品 | ☁ |
| | 織 維・ 同 製 品 | ☁ |
| | 木 材・ 木 製 品 | ☁ |
| | 印 刷 | ☁ |
| | 窯 業・ 土 石 製 品 | ☁ |
| | 鉄 鋼・ 金 属 | ☀ |
| | 一 般 機 器 | ☀ |
| | 輸 送 機 器 | ☁ |
| | そ の 他 の 製 造 業 | ☂ |
| 非 製 造 業 | 卸 売 業 | ☂ |
| | 小 売 業 | ☂ |
| | 商 店 街 | ☂ |
| | サ ー ビ ス 業 | ☂ |
| | 建 設 業 | ☂ |
| | 運 輸 業 | ☂ |

30以上★ 10以上30未満★ -10以上10未満●
 -30以上-10未満☂ -30未満☁

■ 業界の景況の推移 - 全国平均との比較 - ■



※DI値(前年同月比)=[(増加・好転組合数-減少・悪化組合数)/調査対象組合]×100

(上表、グラフについては、情報連絡員50名の他に、中央会が聞き取り等で集めた30組合のデータが加算されています。)

【情報連絡員報告】

情報連絡員とは、山口県内の組合の中から地区、業種を代表する組合の役員50名を情報連絡員に委嘱する制度です。情報連絡員から毎月、業界の景況動向に関する情報を収集、分析して、行政面に反映させるとともに、各関係機関に情報提供しています。

また、中央会 (<http://www.axis.or.jp/chuokai/>) のホームページに掲載しておりますのでご利用ください。

食料品

○台風14号接近で2日間の開店休業状態であったのが響いている。後半、平日・土日とも数字が伸びてきており、対前年比+5%程度になる見込み。
 (食料品製造業)

○台風14号による影響が大きく、かなり後まで尾を引いている。
 (菓子製造業)

窯業・土石製品

○台風14号により、5工場において浸水被害が発生し、一時生産の中止を余儀なくされた。

一般機器

○業界の景況は好転してきているが、取引先の発注方法の変化があり(内製化)売上が減少している。昨年と同様に周辺大手企業の設備投資動向もよく、各社ともおおむね好調に推移している。
 (一般産業用機械・装置製造業)

輸送機器

○親企業の作業量減少に伴い、売上高の減少域に入ってきた。下期はこの状態が続く見通しである。このため収支状況も悪化傾向に振れてきた。
 (鉄道車輛・同部品製造業)

その他の製造業

○9月に入り、大変冷え込んだ景況。一部岩国地区水害に係る復旧工事に追われている店もある。10月に入り少しは好転するのではと期待している。
 (畳製造業)

(セメント・同製品製造業)



卸売業

○石油製品のコスト高に対応策を検討しているが、苦慮している。
(下関市)

○アスベスト問題で売上高や業界の景況に少し影響の出た企業もあった。
(防府市)



小売業

○9月に入り、台風、選挙の影響からか、入館客数、売上げともに低迷している。
(下関市)

○昨年は、相次ぐ台風により悪影響を受けたが、本年は今のところ順調に推移している。
(山口市)

○夏商戦は、猛暑で季節物は120%と好調だったが、価格面で98%と利益率の低下がみられた。
(山口市)

○当組合創業の「エースカードまつり」を10/2まで実施するが、昨年より日数を短縮し短期間のイベントとなったが、出足好調のスタートとなった。
(山口市)



商店街

○撤退店の跡に、新古品・古着屋、100円ショップが開店。
(山口市)



○空店舗対策の3号店目が、10月初旬オープン予定。4号店目については、10/4入店希望者の審査が行われる。10/7〜10/10にかけて行われる商店街秋の萩焼まつりの準備進行中。
(萩市)



サービス業

○インターネット自動予約のため微増。
(旅館業)

○この業界は世間の個人消費が増え、これから景況は好転するので、これまで通りの営業をしている所は、好転しはじめるのはまだまだ先になりそう。
(理容・美容業)



建設業

○売上高が増加した。1市3町合併により、旧3町地域の下水道関係の整備が始まった。
(長門市)



運輸業

○鉄鋼素材は、国内外とも横ばい。原油価格の上昇は、輸送業にとって経営圧迫の第一因ともなり、運賃据置き現状では、苦境の一途をたどり危機感にあふれている。
(下松市)

情報連絡員の

業界の声！



広田連絡員
(協同組合ベスト 事務局長)

業界の現状について教えてください。

お客様のモノに対する価値観が変わり、今までどおりの商売が出来なくなってきました。これから少子高齢化社会をむかえるにあたり、こういった方々に安心感を与える地域に密着した馴染みのお店として、経営者自らが今までにない新しい視点でのモノの売り方・考え方を実践し、大型店にはない魅力を考え、伸ばし、差別化していかなければならない時期に来ているような気がします。

最近、熱中していることは何ですか？

体を動かすことが好きで、スキーに、登山、キャンプ、釣りなど結構多趣味で、気の合う仲間たちといるところに行くと楽しく

でいます。自然に触れ合うことにより、心のリフレッシュが出来、何歳も若返った気になります。組合で力を入れていることは何ですか？

今後は、経営者の皆さんに意識の上で新しい発想、柔軟な発想を身に付けるような取組みに力を入れたいと考えています。

組合員の高齢化も否めません。新しく若い組合員の加入を促進し、共同事業も活性化させていかなければと思っています。

組合としてPRしたいことがあればどうぞ！

昭和41年の組合設立から3回のリニューアルを経ながら、地域のお客様と共に頑張ってきました。これからも来店いただくお客様のために、組合員並びにテナント店が一丸となって「ベスト」を尽くしていきたいと思っています。



協同組合ベストの建物風景

施策シリーズ⑥ 中小企業投資促進税制

機械・装置その他の対象設備を導入された場合、税制の特別措置が受けられます。

■対象となる方

青色申告書を提出する個人事業者または資本金1億円以下の中小法人等

■対象となる設備

- ①機械・装置で1台または1基の取得価額が160万円以上（リースの場合はリース費用の総額が210万円以上）のもの
- ②特定の器具・備品（電子計算機、デジタル複写機等）で1台または1基、あるいは同一種類の複数台の合計の取得価額が120万円以上（リースの場合はリース費用の総額が160万円以上）のもの
- ③普通貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）
- ④内航船舶（ただし取得価額の75%が対象）

※本税制は、取得価額が160万円以上（リースの場合はリース費用の総額が210万円以上）の機械・装置であれば、種類を問わず幅広く利用できます。

■措置の内容

■取得の場合

7%の税額控除または30%の特別償却が受けられます（ただし、資本金が3千万円を超える法人の方は、特別償却のみとなります）。

■リースの場合（④を除く）

リース費用の総額の60%について、7%の税額控除が受けられます。

■手続きの流れ

- ①確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書を添付した上で最寄りの税務署に申告します。
- ②取得等をした設備について、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

■適用期間

平成18年3月31日まで

■お問い合わせ

国税庁 ☎03-3581-4161 又は最寄りの税務相談室及び税務署

毎月勤労統計地方調査結果

平成17年8月—山口県統計課

事業所規模5人以上

| 産 業 | 賃 金 | | 労働時間数及び雇用 | | | | | | 労働異動 | |
|---------------|-------------|------------|-----------|--------------|---------------|---------------|---------------|------------------|----------|----------|
| | 現金給与総額 円 | 所定内与給 円 | 出勤日数 日 | 総実労働時間 時間 | 所定内労働時間 時間 | 所定外労働時間 時間 | 月末常用労働者数 人 | パートタイム労働者比率 % | 入職率 % | 離職率 % |
| 調 査 産 業 計 | 277,277 | 235,488 | 20.1 | 152.5 | 143.2 | 9.3 | 445,743 | 24.9 | 1.36 | 2.01 |
| 建 設 業 | 337,686 | 290,894 | 21.1 | 167.8 | 159.9 | 7.9 | 37,348 | 7.4 | 0.89 | 0.98 |
| 製 造 業 | 311,844 | 253,572 | 20.1 | 162.9 | 146.5 | 16.4 | 98,971 | 11.3 | 0.69 | 0.92 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 407,994 | 365,848 | 18.6 | 148.0 | 138.8 | 9.2 | 2,962 | 2.2 | 0.51 | 0.14 |
| 情 報 通 信 業 | 324,819 | 270,178 | 17.6 | 148.6 | 126.5 | 22.1 | 4,557 | 26.1 | 0.09 | 0.61 |
| 運 輸 業 | 353,262 | 235,398 | 21.3 | 174.7 | 156.1 | 18.6 | 31,593 | 5.3 | 0.67 | 0.53 |
| 卸 売 ・ 小 売 業 | 205,091 | 178,704 | 21.1 | 142.8 | 138.8 | 4.0 | 87,973 | 49.6 | 2.35 | 2.25 |
| 金 融 ・ 保 険 業 | 336,483 | 314,173 | 19.2 | 158.3 | 149.2 | 9.1 | 10,681 | 3.1 | 1.49 | 2.54 |

組合等ニュース

観光業界の 経営革新をITで！

アイティコーディネーターやまぐち協同組合



フリートーキング

去る10月5日、山口市「ニューメディアプラザ山口」にて「越後湯沢温泉のITで地域再生大作戦！」と題しIT化に取り込む観光業界の成功事例研究フォーラムが開催された。ITCややまぐち組合員の弘利氏より県内観光業についての各種調査結果による講演、湯沢温泉旅館商業協同組合の富井理事長より地域再生の手段としてのIT利活用、ITC実務研究会の坂下事務局長よりITCの立場からの事例発表、講演者等による観光業界活性化のためのIT利活用についてフリートーキングが行われた。

商店街活性化へ 直営駐車場オープン

宇部中央銀天街協同組合

去る9月30日、宇部中央銀天街協同組合（吉野喜代杜理事長）が直接運営する駐車場「ぎんてんパーキング」をオープンしました。組合アーケード東側入り口の空き店舗跡地を利用し、通りの一部約50メートルの交通規制を解除して車を通せるようにしました。39台がゆったりと駐車でき、料金は30分50円とちよつとした買い物にでも利用しやすくなっています。

吉野理事長は「苦しい時にこそその取り組みであり、何もしないままでは変わっていけない。少しでも組合の活性化へのきっかけにしていきたい」と期待を寄せています。



ぎんてんパーキング

防府商業高校 ホットショップ

天神町銀座商店街振興組合



防府商業高校ホットショップ

防府商業高校の学生が職業体験及び商店街の活性化目的で、天神町銀座商店街「天神ピア」に9～11月の毎週木曜日全7日間出店し、今年で10年目を迎えた。販売品は、高校生自ら作製のインテリア商品、高校生自ら厳選の日置農業高校・徳佐高校・西市高校からベーコン・りんご・ジャム等、福の里企業組合からクッキー・そばかりんとう等。同時開催の布わらじづくり等も好評で、毎回高校生のホットスマイルに逢いに来るおばあちゃんもいる。

(表紙写真)

萩焼まつり 3万4千人の人出で大盛況

萩市田町商店街振興組合連合会

去る10月7日から10日に萩市の田町商店街アーケードにて「萩・田町萩焼まつり」が開催された。まつりは、商店街活性化イベントとして始まったもので、今年で8回目となる。萩焼の即売会をはじめ、酒蔵の見学会や地酒まつり、萩の名産・物産展、フリーマーケットなども開かれ、9日には萩ブランドの「竹」を利用した「萩・発見伝」わくわく体験フェスタも行われ県内外から多くの人で賑わった。



萩焼まつり



組合に入って6年目を迎え、事務全般を担当している上野さん。

「一年前から週一回、近所の人達と文化箏を習っています。」とのこと。

組合のPRをお願いしたところ、「団体安全衛生生活活動援助事業（たんぼぼ計画）に取り組み、経営

者・労働者向けに安全衛生教育を行っております。また、年一回、6月の環境週間に合わせて組合員従業員約80名で団地清掃“クリーン作戦”を実施しております。四季折々花が咲く心安らぐ団地と安全で働きやすい快適な職場・環境づくりを目指しています。」と笑顔で応えてくれました。




下関南風泊水産団地協同組合

上野 眞子さん

<http://www.axis.or.jp/~haedomar/>

編集・発行

 山口県中小企業団体中央会

〒753-0074 山口市中央4丁目5番16号 山口県商工会館6階

☎ 083-922-2606 Fax 083-925-1860

E-mail ycdc@axis.or.jp

<http://www.axis.or.jp/>

印刷製本 株式会社 桜プリント社

r100
古紙配給率100%再生紙を使用しています

 PRINTED WITH
SOY INK